

令和7年4月1日

社会福祉法人大樹会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和11年3月31日までの4年間

2. 課題

- ・当法人は、既に採用女性割合が8割を占め活躍しているが、女性職員比率に対し女性の管理職比率が低い。

3. 内容

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 理事会、定例会議（管理職会議）、各種委員会にて女性管理職と男性管理職の割合を周知する。
- 令和 7年 7月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施。
- 令和 8年 1月～ 就業規則及び給与規程等により昇給・昇格に関する基準等を示し、一般職員と管理職との違いについて周知する。
- 令和 8年 4月～ 仕事と家庭の両立に配慮した管理職養成のための研修カリキュラムを作成する。
- 令和 9年 4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- 令和 10年4月～ 管理職や管理職候補の勤務時間管理を徹底し、仕事と家庭の両立が図れるよう、業務の点検、見直しを行う。